

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和3年6月15日

東京都作業部会確認年月日 令和3年6月16日

事業名 共同実施事業（仮設等）

案件名 有明体操競技場 大会後解体工事

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> 本件は、都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、組織委員会負担のオーバーレイを除き都の負担となる。 パラリンピック経費の対象も含まれており、東京都は大枠合意の考え方にに基づき負担する。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> 有明体操競技場は組織委員会の財産及び管理施設であり、整備状況を把握している組織委員会が本件を一括して執行することが効率的、効果的であると考えます。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> 有明体操競技場は大会終了後、東京都が展示場として後利用を図る計画となっているため、不要となる施設・設備を解体・撤去する必要がある。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> 仮設観客席や残土等の再利用を図ることで必要最小限の解体・撤去になるよう配慮されていることを確認した。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> 刊行物の単価を踏まえるとともに、市場価格に精通したコストコンサルタントの査定を受けており、予定価格は妥当と考える。 関係各局と協議し、仮設観客席や残土等の再利用を図ることでコスト削減に努めている。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> 本件は、大会後に展示場として後利用を図るために、必要なものである。経費の内訳も必要な解体・撤去に係る経費のみを計上しており、公費負担の対象として適切といえる。 V5 予算内であることを確認した。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。